

風景地保護協定制度

土地所有者等による管理が不十分で風景の保護が図れないおそれのある国立・国定公園内の自然の風景地について、環境大臣、地方公共団体又は公園管理団体が土地所有者等との間で自然の風景地の保護のための協定を締結し、この土地所有者等に代わり自然の風景地の管理を行うことができることとしたものです。

なお、NPO法人等が協定の締結主体となる場合は公園管理団体の指定を受ける必要があります。

公園の風景としての人の営みによって保全されてきた重要な草原景観、ツツジ群落などが衰退

